

2024（令和6）年度
東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（後期）
試験科目：民事法（民事訴訟法）

以下の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

令和4年9月10日、Xは、Yを被告として、土地甲がXの所有に属することの確認を求める訴えを提起した。同年10月20日に開かれた口頭弁論期日において、Xが、「甲はXが先代から受け継いだ土地であり、現在もXの所有に属する。」と主張したのに対して、Yは、「甲がもともとXの所有に属していたことは認める。しかし、令和3年8月30日に、甲はXからYへと譲渡されており、Xはすでに所有者ではない。」と反論した。それに対して、Xは、「甲をYに譲渡した事実はない。」と主張して争った。

裁判所は、令和5年2月20日に口頭弁論を終結し、「Yの主張する『令和3年8月30日にXからYに甲が譲渡された』という事実は認められない。」と判断して、Xの請求を認容する判決を下した。X、Yともに控訴しなかったため、この判決は確定した（以下、前訴確定判決という）。

令和5年5月5日、Xは、Yを被告として、土地甲の明渡しを求める訴えを提起した（以下、後訴という）。

【設問】

- 問1 既判力の範囲（限界）について、①誰に及ぶか、②いつの時点における、何についての判断に及ぶか、という観点を意識しながら、説明しなさい。
- 問2 【事例】における前訴確定判決の既判力の範囲（限界）について、問1の解答を踏まえて、説明しなさい。
- 問3 【事例】における後訴の、訴訟物は何か。また、Xは、請求原因として何を主張すべきか。「訴訟物」、「請求原因」の意義を明らかにしつつ、説明しなさい。
- 問4 【事例】における後訴の口頭弁論期日において、Yは、「令和5年3月10日にXはYに対して甲を譲渡した。したがって、甲の現在の所有者はYであり、明渡しに応じる義務はない。」と主張した。

この場合において、後訴裁判所は、下線部のYの主張をどのように扱うべきか。前問までの解答を踏まえて、論じなさい。